

特定工場に関する届出の処理、着手期間短縮承認

根拠法令：工場立地法，移譲対象：全町村

1 移譲事務の概要及び移譲状況

(1) 移譲事務の内容

一定規模以上の工場（特定工場）が新設，増設，用途変更等される場合の事業者からの届出処理及び必要に応じた勧告や変更命令等の措置を行う。

- 特定工場の設置等に係る事業者（企業）からの事前相談対応
- 特定工場の設置等に係る届出処理

(2) 移譲のメリット

- 事業者にとって身近な町村で手続きが可能となることで，移動負担の軽減など利便性の向上につながる。
- 地域の実情に精通している町村で事務処理を行うことで，事業者の実態に即した，よりの確で迅速な対応を取ることが可能となる。

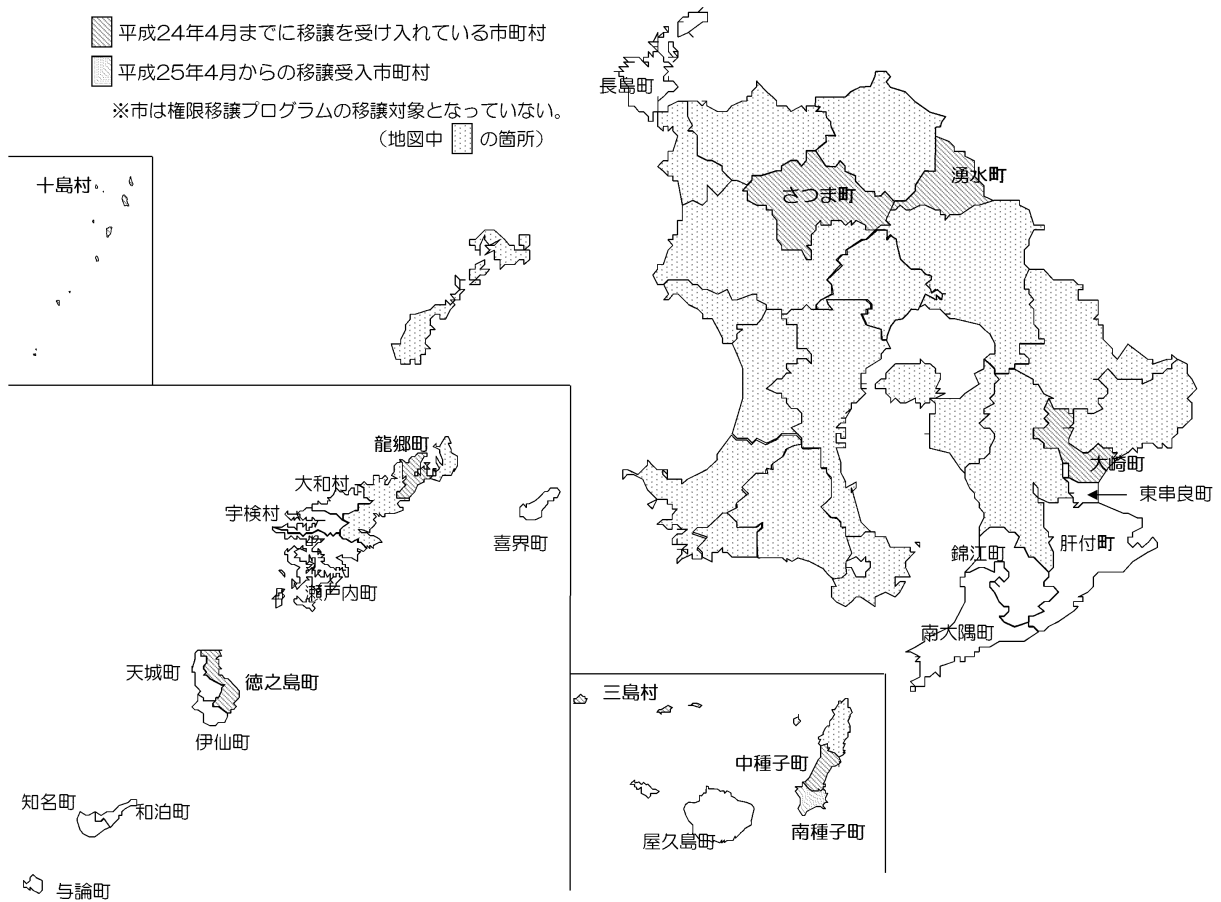
(3) 移譲事務に関する県の支援策

- ① 財源措置
権限移譲準備金及び交付金等により事務処理に必要な経費等を措置
- ② 事務処理体制の整備
 - ・ 移譲後における随時の情報提供及び相談対応

(4) 平成25年4月時点での移譲状況

移譲対象	移譲対象市町村数	移譲受入市町村数	移譲率 ※
全町村	24	8	33.3%
年度別移譲状況			
年度	移譲市町村		
H18年4月	十島村, 大崎町		
H21年4月	さつま町		
H22年4月	三島村, 徳之島町		
H23年4月	湧水町		
H24年4月	中種子町		
H25年4月	南種子町		

※ 「移譲率」 = 「移譲受入市町村数」 ÷ 「移譲対象市町村数」



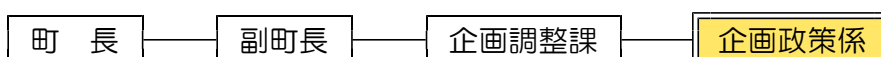
2 移譲市町村の取組状況等

◎大崎町（平成18年4月から移譲）の事例

(1) 移譲後の事務処理体制

3名

《内訳》企画調整課：3名（課長，補佐兼係長，担当）



(2) 移譲受入れを決定した経緯

大崎町では、「誰もが生き生きと働く，活力ある産業づくり」の実現を目指し，雇用機会の増大や所得水準の向上など，地域経済の活性化を図るためにも，第1次産業を中心とする町固有の地域資源を生かした地場産業の振興に努めている。

特に，地場産業を支え，雇用の場としての役割も大きい地元事業者とは，十全の連携を図り，事業者の実情を詳細に把握した上で，事業者のニーズに合った支援を行っている。

しかしながら，工場立地法に基づく手続きは，県庁で行う必要があったため，事業者が工場の新設，増設等を行う際は移動に相当の時間がかかっており，町として，企業の負担軽減を図る必要性を感じていた。

このため，町では，地元事業者の操業する工場の事業内容に関連が深い工場立地法事務の権限移譲が，事業者の利便性向上及び迅速な事務処理につながると判断し，平成18年4月から権限を受け入れている。

【図表①】権限移譲前の状況

事業者は，県庁（現在は各地域地域振興局・支庁）で手続きを行う必要があったため，相当時間の移動が必要であった。



(3) 移譲事務の処理状況

平成22年度以降は、工場立地法に基づく届出等が必要となる工場の新設や増設等が行われた事例はない。

現在のところ、事業者の増設等の計画に係る相談等への対応や企業誘致等を進める際の手続きの説明等が業務の中心となっている。

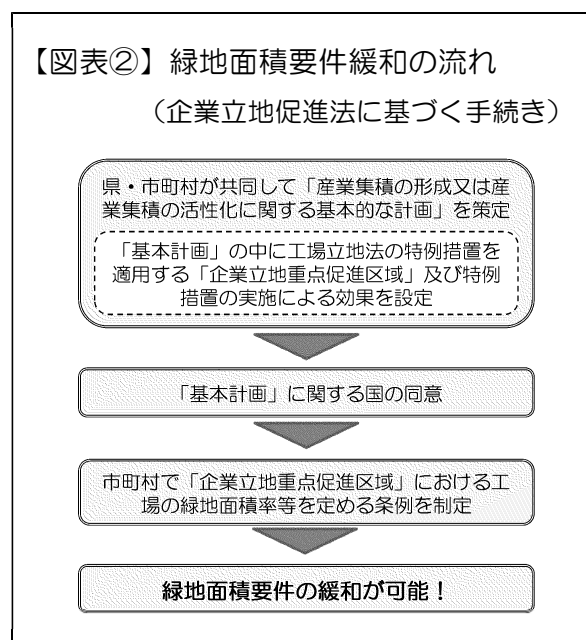
(4) 移譲事務を活用した独自の取組等

大崎町では、権限移譲の受入によって、各種届出内容の審査や事業者からの相談に直接対応することで、事業者の課題や必要とする支援などの詳細な把握につながっており、事業者のニーズに合った支援に取り組んでいる。

例えば、事業者からの既設工場の規模拡大に関する相談に関しては、事業者の計画等を十分把握するとともに、周辺地域の土地利用規制や工場立地法上の規制等について、県と連携をとりながら検討を行い、最終的には、工場立地法の緑地面積に係る要件を緩和する条例を制定することで、工場立地周辺地域の環境保全と事業者のニーズとの両立を図った。

具体的には、工場の規模拡大に関する規制についての検討を行った結果、緑地面積要件を緩和し現在の敷地内で工場増設を可能とする「企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置」の活用により課題解決につながる可能性があるとの結論に達し、改めて工場立地周辺地域の環境について支障が生じないかなどの検討を行った上で、県との協議等を経て、町内の必要な箇所に企業立地促進法に基づく企業立地重点促進区域を設定、さらに、当該区域内の緑地面積要件を緩和する条例を制定し、事業規模拡大のための道筋をつけた。

【図表②】 緑地面積要件緩和の流れ
(企業立地促進法に基づく手続き)



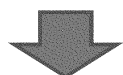
町としては、この経験を踏まえ、事業者とのパートナーシップの充実を図りながら、今後とも必要な支援を考えていきたいとしている。

【図表③】大崎町における緑地面積要件の緩和の状況

「大崎町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」（平成24年9月制定）

《環境施設等の敷地面積に対する割合》

区分	環境施設	緑地
国の基準（工場立地法の緑地規制）	25%以上	20%以上



町条例で重点促進区域内の緑地面積要件を緩和（甲種区域に該当）

町の独自基準（神領・益丸地区）	15%以上	10%以上
-----------------	-------	-------

※敷地面積の10%相当分に係る土地活用が可能に！



（重点促進区域内の特定工場）

(5) 移譲を受けて効果のあった点や今後期待されること

権限移譲の受入によって、窓口が町役場となり、事業者の手続きの際における移動負担の軽減が図られるとともに、日頃から関わりの深い町が対応することによる気軽に相談しやすい環境の整備など、町と事業者の信頼関係が一層深まった。

また、町にとっても、届出等の際の事前相談など事業者と接する機会が増え、事業者の現状を把握しやすくなったことで、企業立地促進法の緑地面積要件緩和や町内の事業用用地の紹介など町で実施している他の施策とも連携した、事業者のニーズを踏まえたきめ細やかでスピーディーな対応が行えるようになったほか、地元事業者へのアフターフォローの充実にもつながっている。

(6) 移譲事務の処理に関する留意点等

事業者からの相談対応や届出内容の審査に当たっては、工場立地法の基準に適合しているか、農地法等の他法令との整合性などを確認するとともに、事業者の話を聞く中で、事業者の状況や必要としている支援などの把握に努めており、町として実態に即した支援・対応が行えるよう配慮している。

(7) 移譲を受けて住民や事業者から寄せられた意見

工場立地法に関する事務処理についての直接的な意見ではないが、大崎町には、緑地面積要件の緩和を実施した際に、事業者から「実態に即した対応を取ってくれてありがたかった。」との声が寄せられている。